



報道関係者 各位

平成 30 年 12 月 25 日

【照会先】

栃木労働局職業安定部職業対策課

職業対策課長 樋山 則男

地方障害者雇用担当官 苫米地 幸子

(電話) 028-610-3557

## 平成 30 年 栃木県内の公的機関における 障害者雇用状況の集計結果

栃木労働局（局長 白兼俊貴）では、このほど、栃木県内の公的機関などにおける平成 30 年の「障害者雇用状況」集計結果を取りまとめましたので、公表します。

障害者雇用促進法では、常時雇用する職員の一定割合（法定雇用率：公的機関の場合は 2.5%、県教育委員会は 2.4%）以上の障害者を雇うことを義務付けています。

今回の集計結果は、同法に基づき、毎年 6 月 1 日現在の身体障害者、知的障害者、精神障害者の雇用状況等について、栃木労働局が、障害者の雇用義務のある栃木県内の公的機関などに報告を求め、それを集計したものです。

なお、民間企業における障害者の雇用状況については、データ入力のための作業ツールの不具合により、平成 31 年 3 月末までに公表する予定です。

### 【集計結果の主なポイント】

※（ ）は前年値

#### 【公的機関】（法定雇用率 2.5%、県教育委員会は 2.4%）

- 栃 木 県 雇用障害者数 137.5 人（136.5 人） 実雇用率 **2.67%**（2.58%）
- 栃木県教育委員会 雇用障害者数 180.0 人（208.0 人） 実雇用率 **1.60%**（1.84%）
- 市 町 雇用障害者数 327.5 人（308.5 人） 実雇用率 **2.46%**（2.32%）
- 市町教育委員会 雇用障害者数 6.0 人（3.0 人） 実雇用率 **2.40%**（1.73%）

#### 【独立行政法人など】（同 2.5%）

- 雇用障害者数 38.0 人（28.5 人） 実雇用率 **2.50%**（2.20%）

### 今後の取り組み

（主な取組み）

- 雇用率未達成機関に対する障害者雇用の促進のため「公務部門における障害者向け業務説明会」の開催
- 障害者の理解促進のため「障害者雇用企業職場見学会」の開催

## 1 公的機関における在職状況

### (1) 県の機関

県の機関（法定雇用率 2.5%）に在職している障害者の数は 137.5 人で、前年より 0.7%（1 人）増加しており、実雇用率は 2.67%と前年に比べ 0.09 ポイント上昇した。  
〔表 1、表 2-1〕

### (2) 市町の機関

市町の機関（法定雇用率 2.5%）に在職している障害者の数は 327.5 人で前年より 6.2%（19.0 人）増加しており、実雇用率は 2.46%と前年に比べ 0.14 ポイント上昇した。

26 機関中 17 機関が法定雇用率を達成している。〔表 1、表 2-1〕

### (3) 県・市町の教育委員会

県の教育委員会（法定雇用率 2.4%）に在職している障害者の数は 180.0 人で前年より 13.5%（28.0 人）減少しており、実雇用率は 1.60%と前年に比べ 0.24 ポイント低下している。

市町の教育委員会（法定雇用率 2.5%）に在籍している障害者の数は 6.0 人で前年より 100.0%（3.0 人）増加しており、実雇用率は 2.40%と前年に比べ 0.67 ポイント上昇した。〔表 5、表 6-2〕

## 2 地方独立行政法人等における雇用状況

地方独立行政法人等（法定雇用率 2.5%）に雇用されている障害者の数は 38.0 人で前年より 33.3%（9.5 人）増加し、実雇用率は 2.50%と前年に比べ 0.30 ポイント上昇した。

4 機関中 3 機関が法定雇用率を達成している。〔表 1、表 2-2〕

## 3 障害者雇用促進のための今後の施策

栃木労働局では、以下の施策等に取り組み本県の実雇用率の向上と法定雇用率達成機関の増加を引き続き図ることとする。

- ①増加する精神障害者（発達障害者含む）の職場定着を図るため、「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」を開催し、精神障害者と一緒に働く一般労働者に対する障害特性やコミュニケーション方法等の理解促進を図る。
- ②障害者雇用先進企業の見学会を開催することにより、障害者雇用の促進を図る。
- ③障害者雇用に関する意識啓発や理解促進、雇用ノウハウ周知のための各種セミナーを開催する。
- ④障害者の採用機会の拡大を図るため合同就職面接会等を実施する。
- ⑤ハローワークと関係機関が連携した「チーム支援」による就職支援の促進を図る。
- ⑥公的機関への労働局幹部による助言・指導を実施する。

表1 公的機関における障害者の雇用状況

平成30年6月1日現在

項目 機関名	① 機関数	② 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる職 員数	③					E 計 (A×2+B+C+(D- E)×0.5)+E	④ 実雇用率 (③E/②×100)%	
			A 重度障害者(身体・ 知的) (1週間の所定労働時 間が30時間以上)	B 重度以外の障害者 (身体・知的・精神) (1週間の所定労働時 間が30時間以上)	C 重度障害者である短 時間職員(身体・知 的) (1週間の所定労働時 間が20時間以上30 時間未満)	D 重度以外の障害者で ある短時間職員(身 体・知的・精神) (1週間の所定労働時 間が20時間以上30 時間未満)	E アのうち注3該当者			
県	知事部局	1	4,639.0	35	47	0	9	2	122.5	2.64%
	警察本部	1	513.0	4	3	3	2	0	15.0	2.92%
	計	2	5,152.0	39	50	3	11	2	137.5	2.67%
市 町 等	市	14	11,268.0	79	128	1	1	0	287.5	2.55%
	町	11	1,910.5	11	15	0	1	1	38.0	1.99%
	広域行政	1	137.0	0	2	0	0	0	2.0	1.46%
	計	26	13,315.5	90	145	1	2	1	327.5	2.46%
教育委員会	県	1	11,241.5	43	89	2	4	2	180.0	1.60%
	市	1	92.0	1	1	0	0	0	3.0	3.26%
	町	2	158.0	0	3	0	0	0	3.0	1.90%
	計	4	11,491.5	44	93	2	4	2	186.0	1.62%
地方独立行政法人等	4	1,522.5	11	15	1	0	0	38.0	2.50%	
合 計	36	31,481.5	184	303	7	17	5	689.0	2.19%	

## ○県の状況(法定雇用率2.5%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
知事部局	4,639.0	122.5	2.64%	0.0	特例認定あり(注4)
警察本部	513.0	15.0	2.92%	0.0	

## ○市町の状況(法定雇用率 2.5%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
宇都宮市	2,634.0	66.0	2.51%	0.0	特例認定あり(注4)
足利市	934.0	24.0	2.57%	0.0	特例認定あり(注4)
栃木市	1,196.5	31.5	2.63%	0.0	特例認定あり(注4)
佐野市	904.0	26.0	2.88%	0.0	特例認定あり(注4)
鹿沼市	596.0	14.0	2.35%	0.0	
日光市	873.0	23.0	2.63%	0.0	特例認定あり(注4)
小山市	919.0	22.0	2.39%	0.0	特例認定あり(注4)
真岡市	583.0	16.0	2.74%	0.0	特例認定あり(注4)
大田原市	679.0	15.0	2.21%	1.0	特例認定あり(注4)
矢板市	261.0	7.0	2.68%	0.0	特例認定あり(注4)
那須塩原市	754.0	19.0	2.52%	0.0	特例認定あり(注4)
さくら市	337.0	10.0	2.97%	0.0	特例認定あり(注4)
那須烏山市	253.0	5.0	1.98%	1.0	特例認定あり(注4)
下野市	344.5	9.0	2.61%	0.0	特例認定あり(注4)
上三川町	217.5	6.0	2.76%	0.0	特例認定あり(注4)
益子町	147.0	3.0	2.04%	0.0	
茂木町	118.5	4.0	3.38%	0.0	
市貝町	81.5	0.0	0.00%	2.0	
芳賀町	119.0	2.0	1.68%	0.0	
壬生町	267.0	4.0	1.50%	2.0	特例認定あり(注4)
野木町	182.0	6.0	3.30%	0.0	特例認定あり(注4)
塩谷町	124.5	2.0	1.61%	1.0	
高根沢町	164.5	3.0	1.82%	1.0	特例認定あり(注4)
那須町	287.0	4.0	1.39%	3.0	
那珂川町	202.0	4.0	1.98%	1.0	特例認定あり(注4)
南那須地区広域行政事務組合	137.0	2.0	1.46%	1.0	

(注1) ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

(注2) ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントしている。

また、短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者、短時間職員である精神障害者(平成27年6月2日以降に採用された者または平成27年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者)については1人を1カウントとしている。

さらに、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

(注3) ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。

したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

(注4) 当該機関は特例認定を受けている。この特例認定とは、地方公共団体の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、厚生労働大臣又は労働局長の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。

## ○県教育委員会の状況(法定雇用率 2.4%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
栃木県	11,241.5	180.0	1.60%	89.0	

## ○市町教育委員会の状況(法定雇用率 2.5%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
鹿沼市	92.0	3.0	3.26%	0.0	
芳賀町	80.0	1.0	1.25%	1.0	
那須町	78.0	2.0	2.56%	0.0	

## ○地方独立行政法人等の状況(法定雇用率 2.5%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
宇都宮大学	575.0	17.0	2.96%	0.0	
栃木県立がんセンター	320.5	6.0	1.87%	2.0	
新小山市民病院	448.0	11.0	2.46%	0.0	
栃木県立リハビリテーションセンター	179.0	4.0	2.23%	0.0	

## ◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）である（なお、平成30年3月まで、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる）。

- 民間企業 ……
  - 一般の民間企業 …………… 2. 2% [2. 0%]  
(45.5人 [50人] 以上規模の企業)
  - 特殊法人等 …………… 2. 5% [2. 3%]  
〔労働者数40人 [43.5人] 以上規模の特殊法人、  
独立行政法人、国立大学法人等〕
- 国、地方公共団体 …………… 2. 5% [2. 3%]  
(40人 [43.5人] 以上規模の機関)
- 都道府県等の教育委員会 …………… 2. 4% [2. 2%]  
(42人 [45.5] 以上規模の機関)

※ ( ) 内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。

※ [ ] 内は、平成30年3月までの値である。

### 【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

※ ただし、精神障害者である短時間勤務職員であっても、次のいずれかに該当する者については、1人分としてカウントされる。

② 平成27年6月2日以降に採用された者であること

②平成27年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること